

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 18 日

関 係 各 位

静岡労働局総務部労働保険徴収課長

労働保険適用促進強化期間の実施及び広報協力依頼について

労働保険制度の運営につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県内の労働保険（労災保険・雇用保険）の適用事業数は、昭和 50 年の全面適用以来、着実に増加を続けておりましたが、近年は減少傾向が見受けられ、平成 23 年度末における労災保険適用事業は 84,048 事業（前年比－555）、雇用保険適用事業は 59,071 事業（+42）となっているところです。

厳しい経済情勢の影響もあり、依然として小規模零細事業を中心になお相当数の未手続事業が残されていると推測され、これら未手続事業の解消は、全面適用の原則を踏まえ、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等を図る観点からも極めて重要であるため、適用促進及び未手続事業の解消に向けた取り組みを強化しているところです。

厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、未手続事業の一掃を主要課題と位置付けるとともに、労働保険の適用促進に関する広報活動を全国的に集中して展開することとしております。

つきましては、本月間の趣旨を御理解いただき、機関誌等への掲載、パンフレット及びリーフレットの設置等、労働保険適用促進について皆様に広く周知していただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

【 担 当 】

〒420-8639 静岡市葵区迫手町 9-50 静岡地方合同庁舎 3 階
静岡労働局 総務部 労働保険徴収課 労働保険適用指導官 杉山
TEL 054-254-6437 FAX 054-254-6321

